

栃木県新型コロナウイルス緊急包括支援交付金（障害分）交付要領

（趣旨）

第1条 栃木県新型コロナウイルス緊急包括支援交付金（障害分）（以下「交付金」という。）については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱（令和2年6月25日障発0625第2号通知の別紙（以下「実施要綱」という。）、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 交付金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、交付率及び交付の相手方は、次の表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

| 交付金の名称 | 交付の目的 | 交付の対象である事業の内容 | 交付率 又は金額 | 交付の相手方 |
|----------------------------|---|--|---|-------------------|
| 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分） | 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染拡大防止や障害分野の職員の支援等を行うことにより、必要なサービスが継続して提供される体制を構築し、障害者やその家族の生活の支援に資する。 | 実施要綱に基づき行う次の事業 | | |
| | | 1 障害福祉サービスにおける感染対策徹底支援事業 実施要綱3(1)①に定める事業所・施設等において、令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために発生したかかり増し経費 | 次に掲げる経費の10/10。ただし、別表に定める額を限度とする。 報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、使用料及び賃借料、委託料、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 | 障害福祉サービス施設等を運営する者 |
| | | 2 在宅サービス事業所等による利用者への再開支援への助成事業 実施要綱3(3)①(i)に定める在宅サービス事業所等が実施する利用再開に向けた利用者への働きかけに要する経費 | 次に掲げる経費の10/10。ただし、別表に定める額を限度とする。 報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | 在宅サービス事業所等を運営する者 |
| | | 3 在宅サービス事業所等における利用再開に向けた環境整備への助成事業 実施要綱3(3)②(i)に定める在宅サービス事業所等が実施する「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」） | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する経費 | | |
| | | <p>4 実施要綱3(4)①(i)(ア)に定める障害福祉サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業</p> <p>(1)対象期間に利用者に新型コロナウイルス感染症が発生し又は濃厚接触者である利用者に対応した障害福祉サービス施設等に勤務し、利用者と接する職員 (訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円 (その他の事業所・施設) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該事業所・施設で勤務した職員 1人20万円 ・ 上記以外の職員 1人5万円</p> <p>(2)対象期間に(1)以外の障害福祉サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円</p> | 慰労金、賃金、報酬、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 | 障害福祉サービス事業所・施設等を運営する者又は実施要綱3(4)①(i)(イ)に定める対象期間内に障害福祉サービス事業所・施設等において通算して10日以上勤務し、退職等した者(以下「退職者等」という。) |

(交付の申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者が規則第4条及び第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

| 区分 | 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類等の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|---------------------------------|--|-------|----|--|-------------------|----|------------|
| 障害福祉サービス事業所・施設等を運営する者 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に係る交付申請書兼請求書 | 様式第1号 | 1 | 1 事業所・施設別申請額一覧 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書(事業所単位) 3 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位) | 様式1 様式2 様式3 | 各1 | 令和3年3月5日 |
| 退職者等のうち、勤務していた施設等を通じた交付申請ができない者 | 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(障害分)個人用申請書兼請求書 | 様式第2号 | 1 | 1 本人確認書類の写し 2 振込先金融機関口座確認書類の写し | | 各1 | 令和2年11月30日 |

2 知事は、前項に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに

交付の決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、交付金を交付するものとする。

(慰労金の支給事業の手続等)

第5条 第2条の交付の対象である事業の4における慰労金の支給に当たっては、慰労金の対象となる職員は勤務している施設等(退職者等にあつては勤務していた施設等)に委任状(様式4)を提出して慰労金の代理申請・受領を受け、本交付金を受けた施設等から支給を受けるものとする。

2 やむをえない理由により前項による申請ができない退職者等は個人用申請書兼請求書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

なお、慰労金に係る交付金の交付において、退職者等が個人用申請書兼請求書に記載した受取口座に振込手続後、記載内容の誤り等の事由により振込が完了せず、かつ、申請日から3か月後の末日までに、申請者に訂正の連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなすこととする。

(補助条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各事業計画の各事業区分の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上(市町村が交付を受けた場合は単価50万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について(市町村が交付を受けた場合は、間接補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について)証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上(市町村が交付を受けた場合は単価50万円以上)の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(10) 県が付した条件に基づき市町村村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(11) 事業を行う者が前各号の条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(12) 事業と対象経費を重複して他の交付金等の交付を受けてはならないこと。

(軽微な変更)

第7条 前条第1項及び第2項における「軽微な変更」とは、次に掲げる変更以外とする。

- (1) 事業項目を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費の20パーセントを超える額を変更すること。

(変更の承認)

第8条 第6条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金変更承認申請書(様式第3号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 区分 | 提出すべき報告書の名称 | 様式 | 部数 | 実績報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|-----------------------|---------------------------|-------|----|----------------------|---------------------|----|-----------------------------------|
| 障害福祉サービス事業所・施設等を運営する者 | 新型コロナウイルス緊急包括支援事業交付金実績報告書 | 様式第4号 | 1 | 1 事業所・施設別申請額一覧 | 様式1 | 各1 | 事業完了後1か月を経過する日又は令和3年4月10日のいずれか早い日 |
| | | | | 2 事業実施報告書(事業所単位) | 様式2 | | |
| | | | | 3 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位) | 様式3 | | |
| | | | | 4 その他知事が必要と認める書類 | ※様式第1号に添付すべき各様式に準じる | | |

(補助金の概算払)

第10条 規則第19条の規定により知事が特に必要があると認めるときは、交付金を概算払いにより交付することができるものとする。

附 則

この要領は、令和2(2020)年度分の交付金に適用する。